

## 国立大学法人東京外国語大学資金運用要項

〔令和 5 年 2 月 8 日〕  
〔規則 第 15 号〕

(運用の目的)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学会計規程実施細則（以下「細則」という。）第 37 条 2 項に規定する余裕金の運用に関し、必要な事項を定め、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第 2 条 将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

(運用の範囲)

第 3 条 運用の範囲は、本学が管理する全ての資金から生じる余裕金とする。ただし、次条第 4 号から第 7 号に規定する運用対象に係る運用の範囲については、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 34 条の 3 第 2 項における業務上の余裕金（以下「特定余裕金」という。）とする。

(運用の対象)

第 4 条 運用の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券
- (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金
- (3) 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の許可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
- (4) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建ての預金
- (5) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 66 条の 27 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも 1 社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）
- (6) 社債券（第 1 号に規定するものを除く。）であり、かつ株式や為替等のデリバティブ付債権（仕組債）ではないもの（ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち少なくとも 1 社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、どの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものとする。）
- (7) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー）（ただし、当該有価証券の短期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、どの信用格付業者においても「a-3」相当以下の格付がないものとする。）

(運用方法)

第 5 条 特定余裕金の運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券（前条第 5 号に掲げるものを除く。以下同じ。）以外の債券等を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、特定余裕金の 20%を超えないものとする。

(取得債券等格下げ時の対応)

第 6 条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの信用格付業者による格付も「A」相当未満となった場合は、発行体の信用リ

スク等に十分留意した上で、速やかに第9条に規定する財務・施設マネジメントオフィスに報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。

(運用資産の構成割合)

第7条 特定余裕金のうち、第4条第4号から第7号の方法による運用を行う割合は5割を超えないものとする。

(運用の評価)

第8条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ総合的に行うものとする。

(資金運用管理委員会)

第9条 本学の資金の運用に関し、次の事項に関する審議は、国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議に置く機能別オフィスに関する規程第2条5号に定める財務・施設マネジメントオフィス（以下「委員会」という。）が所掌するものとする。

- (1) 運用計画に関する事項
- (2) 運用体制及びリスク管理体制に関する事項
- (3) 運用実績の評価及び情報公開に関する事項
- (4) この要項の改正に関する事項
- (5) その他必要な事項

(資金の運用)

第10条 運用を担当する会計事務統括責任者及び経理責任者は、委員会に諮った運用計画に基づき、資金の運用を行うものとする。

(倫理規定)

第11条 運用を担当する理事及び職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人東京外国語大学職員倫理規程の定めるところによる。

(運用報告)

第12条 経理責任者は、少なくとも半期に一度は運用報告を作成し、委員会に次の各号の報告を行う。

- (1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
- (2) 運用資産構成比率
- (3) 各金融商品別の運用の実績
- (4) リスク状況（取引銀行、社債券及び約束手形等の格付等）

2 経理責任者は、前項の報告後、可能な限り速やかに同様の内容を学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(見直し)

第13条 本要項の見直しに際しては、委員会の承認を受けなければならない。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、資金運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

本要項は、令和5年2月8日から施行する。